

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許更新検査講習を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第59条第2項において準用する第51条第2項の規定に基づき公示する。

令和7年5月16日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 日時及び場所

賀茂農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7月7日（月）	下田総合庁舎（下田市中531－1）	全4種類
7月8日（火）	下田総合庁舎（下田市中531－1）	全4種類

東部農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7月1日（火）	東部総合庁舎（沼津市高島本町1-3）	全4種類
7月2日（水）	東部総合庁舎（沼津市高島本町1-3）	全4種類
7月3日（木）	東部総合庁舎（沼津市高島本町1-3）	全4種類
7月4日（金）	東部総合庁舎（沼津市高島本町1-3）	全4種類
7月7日（月）	東部総合庁舎（沼津市高島本町1-3）	全4種類
7月8日（火）	東部総合庁舎（沼津市高島本町1-3）	全4種類

富士農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7月24日（木）	富士総合庁舎（富士市本市場441－1）	全4種類
7月25日（金）	富士総合庁舎（富士市本市場441－1）	全4種類

中部農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7月1日（火）	静岡総合庁舎（静岡市駿河区有明町2－20）	全4種類
7月2日（水）	静岡総合庁舎（静岡市駿河区有明町2－20）	全4種類
7月3日（木）	静岡総合庁舎（静岡市駿河区有明町2－20）	全4種類
7月4日（金）	静岡総合庁舎（静岡市駿河区有明町2－20）	全4種類

志太榛原農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7月8日（火）	藤枝総合庁舎（藤枝市瀬戸新屋362－1）	全4種類
7月9日（水）	藤枝総合庁舎（藤枝市瀬戸新屋362－1）	全4種類
7月10日（木）	藤枝総合庁舎（藤枝市瀬戸新屋362－1）	全4種類

中遠農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7 月 24 日（木）	中遠総合庁舎（磐田市見付3599－4）	全 4 種類
7 月 25 日（金）	中遠総合庁舎（磐田市見付3599－4）	全 4 種類

西部農林事務所管内

期 日	場 所	免許の種類
7 月 22 日（火）	浜松総合庁舎（浜松市中央区中央 1－12－1）	全 4 種類
7 月 23 日（水）	浜松総合庁舎（浜松市中央区中央 1－12－1）	全 4 種類
7 月 24 日（木）	浜松総合庁舎（浜松市中央区中央 1－12－1）	全 4 種類
7 月 25 日（金）	北遠総合庁舎（浜松市天竜区二俣町鹿島559）	全 4 種類

2 免許の種類

網猟、わな猟、第一種銃猟及び第二種銃猟の 4 種類

3 申請書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

各農林事務所より更新対象者へ別途通知する。

(2) 提出先

申請者の住所地を管轄する農林事務所（天竜農林局を除く。）森林整備課

4 申請ができる者

法第39条に規定する狩猟免許の有効期間が令和 7 年 9 月 14 日に満了する者で、静岡県内に住所を有する者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、その他の狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令で定めるものにかかっている者（法第40条第 2 号）
- (2) 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者（法第40条第 3 号）
- (3) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、若しくは著しく低い者（前 2 号に該当する者を除く。）（法第40条第 4 号）
- (4) 法若しくは法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 3 年を経過しない者（法第40条第 5 号）
- (5) 法第52条第 2 項第 1 号の規定により狩猟免許を取り消され、その取消しの日から 3 年を経過しない者（法第40条第 6 号）
- (6) 過去に不正な手段により狩猟免許試験を受け、又は受けようとし、試験を受けることを停止され又は合格の決定を取り消されて、3 年以内の期間の狩猟免許試験受験禁止処分を受け、その狩猟免許試験受験禁止期間を経過していない者（法第50条第 3 項）

5 検査講習の内容

(1) 適性検査（法第51条第 2 項）

視力、聴力及び運動能力

(2) 講習（法第51条第 4 項）

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理

6 狩猟免許更新申請手数料

狩猟免許の種類ごとに 2,900円（静岡県収入証紙）

7 申請の方法

狩猟免許更新検査講習を受けようとする者は、狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている場合にあっては、当該許可に係る許可証の写し
- (2) 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあっては、法第40条第2号から第4号までに該当するかどうかについての医師の診断書
- (3) 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚
- (4) 申請手数料額の静岡県収入証紙（狩猟免許更新申請書に貼り付けること。）
- (5) 郵便切手（110円）を貼り、宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒（長形3号）